

文芸

《短歌》

○絵葉書に「お元気ですか」と書きながらそんなはずない母を案ずる
中島三千代(桜の郷)

●「今回はお世話様」と元氣な顔となりの媼は一日退院
秋山 禮子(越 安)

●童謡を歌いつつ子らの過ぎてゆく
く枸橋の花白き夕暮れ
皆藤 利通(下土師)

テレビ拭き上の写真も埃とる家
族旅行は何時の笑顔か
大場 邦男(長 岡)

庭に咲く牡丹八輪供えれば嫁ぎし
日々々の暮らし憶わる
田口すい子(南川又)

さえざえと静かにゆれるはなみ
ずき白きはなびら庭を灯して
二宮不二子(大 戸)

目に青葉庭に石楠花躑躅咲き花
に癒され老後を送る
清水 操(馬 渡)

ライトアップ千波湖桜花魅了す
る夢の国へと流さる如し
田口 正子(南川又)

仮縫いの薔薇のブラウス合わせ
見る新緑旅行を楽しみにして
河野 久子(網 掛)

大地震に耐えて七年列島を桜前
線北へ流れる
浦井 正子(宮ヶ崎)

《俳句》

○つばくらめ今年また来る軒の下
浦井 正子(宮ヶ崎)

●春の山若葉さやかに萌えはじむ
田口 正子(南川又)

●せせらぎにのりて香れる飛騨桜
海老澤昭廣(小 鶴)

神田や早乙女すがた華やかに
片岡 忠彦(長 岡)

古井戸に顔縁の如濃山吹
小堤美智子(小 堤)

満天星の穂先の新芽青く見え
萩谷彰一郎(長 岡)

強風に猫とうたた寝春炬燵
秋山 禮子(越 安)

合掌の子もあり今日の花御堂
皆藤 利通(下土師)

疲れ気味唄きたがるシクラメン
中島三千代(桜の郷)

供華とす数多の牡丹姉笑顔
田口すい子(南川又)

(評) 浦井さん一家などに毎年やって来る燕を
楽しみに待っている方も多いのではないかと。燕は
俳句の季語としては仲春。季節の移ろいが早く
感じられる。田口さん「春になつて木々が芽吹
いた。太陽に照らされた緑が輝き、青々とした
情景が浮かんでくる。海老澤さん「奥飛騨の
せせらぎと桜のようすをよくまとめて表現し
た。爽やかな風と水の流れが連想される。

(評) 中島さん「元氣でいるはずのないお母
様へ何時もの様に書く」お元氣です。子
の心の機微が切ない。秋山さん「隣近所の人
間関係が薄くなっている昨今、一日退院を喜
ぶ温かな隣人関係がある。皆藤さん「子ら
の歌う童謡と夕暮れに浮ぶ白い枸橋を切り取
り、牧歌的詩情を詠いあげた。大場さん「
ふと手にとった一枚の写真への感慨が率直に詠
われた。田口さん「牡丹八輪とは豪華。嫁い
でからの作者の人生を共に咲き続けていく
れるのだろう。

【作品の送付先】
ハガキ等に3首、3句以内を書いて、住所
氏名明記の上、月末までにお送りください。
郵便：〒311-1319
茨城町小堤1080
茨城町秘書広聴課 宛
FAX：029(292) 6748
【問合せ先】秘書広聴課
029(240) 7126(直通)

Local News

地域おこし協力隊
近藤 弘志



前田東区のお花見会に参加しました



【問合せ先】
町民協働課
029(291) 8802
(直通)

はじめまして！
今年4月から、茨城町地域
おこし協力隊に着任しまし
た、近藤弘志と申します！
主な活動は、小鶴のコミュ
ニティスペース「KOCO・e
(ここで)」の活用を行って
いきます。また地域の様々な
行事にも参加したいと考えて
います。

僕の実家は島根県の隠岐
島という離島で、高校を卒業
するまでの18年間をその島で
過ごしてきました。大学進学
を機に東京へ拠点を移し、地
域づくりを専攻していまし
た。

僕も入らせてもらい、町民の
方たちと一緒に活動していけ
たらと思っています。
1年目は、ここ茨城町の文
化や生活を知り、茨城町の馴
染めていけたらと思っています。
町中で見かけたらぜひ声を
かけてください。イベント・
行事等にも積極的に参加して
いきます！

まだまだ未熟者の僕です
が、茨城町のみなさんと一緒
に、様々な事に挑戦していけ
ればと思っています。
これからどうぞ、よろしく
お願いします！

すこやかニュース 歯を大切にしましょう

6月4日から10日までは「歯と口の健康週間」です。歯の健康は全身の健康の原点です。自身の歯の健康状態を見直し、歯周病やむし歯の予防をしましょう。また、すでに歯や口のトラブルを抱えている方は、放置せず、早めに治療を行いましょう。

歯の健康は全身の健康の原点

健康に生活していくためには、バランスの良い食事をとることが重要です。そして、食べるためには、健康な歯を保つことが欠かせません。歯を失う原因は歯周病とむし歯です。歯周病やむし歯は、口の中にある細菌の塊である歯垢が、歯や歯肉に住みつき、炎症を引き起こすことで発症します。歯周病やむし歯は、歯ぐきの炎症部分から血液に入り込み、全身に運ばれ、たどりの先で脳梗塞や心疾患など、命に関わる病気にも悪影響を及ぼします。

歯周病やむし歯を予防し治療することで、健康の維持・増進、病気の予防にもつながります。

歯の健康を保つために、歯周病やむし歯を予防しましょう

○「食べたらず」を習慣にしましょう
食べかすが残っていると、口の中の細菌がそれを利用してむし歯や歯周病の原因を作ります。まずは、「食べたらず」を習慣にしましょう。

歯みがきのポイント

歯周病やむし歯予防には、正しい歯みがきをするのがとても重要です。歯磨きのポイントは、歯ブラシをえんぴつを持つように持ち、力をいれすぎないこと、歯と歯ぐきの境目に歯ブラシの毛先を当てることです。また、歯と歯の間は歯ブラシでは磨きにくいので、歯間ブラシやフロス(糸ようじ)などを活用すると、より効果的です。

年に1度は歯科検診を受診しましょう

歯周病は、自覚症状が少ないため、本人も気づきにくい特徴があります。歯周病やむし歯の早期発見・早期治療のために、定期的に歯科検診を受診することが大切です。また、歯科検診では、一人ひとりに合った歯みがきの仕方も教えてもらうことができます。歯や口のトラブルが起った場合も、かかりつけの歯科医院を見つけておくことが安心です。

【問合せ先】健康増進課
029(240) 7134
(直通)

日曜日	事業名	受付時間
13 水	健康相談	午前 9:00~11:30
15 金	3~4か月児育児相談	午前 9:45~10:00
20 水	2歳児歯科検診	午後 0:50~1:30
22 金	健康診査(ゆうゆう館)	午前 9:00~11:00
23 土	ごっくん教室 総合健康診査 (申込者、ゆうゆう館)	午後 1:00~2:30 午前 9:45~10:00
26 火	3歳児健診	午前 7:00~11:00
27 水	大腸がん検体回収 健康診査	午後 1:00~1:30 午前 8:30~10:00
29 金	健康診査 (午前 中石崎公民館) 健康診査 (午後 旧広浦小学校)	午前 9:30~11:00 午後 1:00~2:30

消費生活センター

新たなトラブルから守るため 特定商取引法が改正されました

インターネットの普及や消費者の生活の変化に伴い、これまでの法律では対応しきれない消費者被害が増加し続けています。そういった新しい消費者トラブルから消費者を守るために特定商取引法が改正されました。

主な改正内容 ○規制の適用の対象が拡大されました

家に業者から電話があり、新しくできる温泉付き有料老人ホームの利用権を今のうちに購入すれば、数か月後には倍の値段で買い取ってくれると言うので契約をしてみました。
電話勧誘販売の規則が適用され、クーリング・オフで契約を解除できます。

○SNSを使った訪問販売などが規制対象になりました

SNSで知らない人から友達になってほしいと連絡があり、会うことになった。意気投合し、何度か会ううちに投資話があると勧誘され契約してしまいましたが、不明な点が多く契約をやめたい。
クーリング・オフで契約解除できます。

○借金強要や預貯金を引き出させる行為が禁止されました

訪問販売で百万円を超える着物を勧められた。「お金がないから買えない」と断ったが、「クレジットで分割にすれば払える」と言われ、断りきれず契約。年金暮らしで収入がないにも関わらず、クレジット契約書類に「年収二百万円と書いて」と言われ、そのとおりに書いてしまった。

○特定継続的役務提供に美容医療が追加されました

レーザー脱毛の広告を見て、美容クリニックに行った。半年で十萬円のレーザー脱毛コースを契約した。痛みが想像より強いため、契約を途中でやめたい。
クーリング・オフ制度や中途解約制度が適用されます。

【問合せ先】

茨城町消費生活センター
029(291) 1690
(直通)